

令和2・3年度 広川町少額契約業者登録申請について

1. 少額契約業者登録制度について

- (1) この登録制度は、広川町競争入札参加資格審査の申請をしていない方でも、「少額で内容が簡易な工事等」の受注を希望する方を登録し、町が発注する委託や工事・修繕・物品購入等のうち小規模なものについて、積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) この登録制度の契約金額の範囲は、町が発注する公共施設等の小規模な工事・修繕や、その他物品購入・委託などで、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、随意契約で執行する1件当たり工事請負130万円以下・物品購入80万円以下・委託50万円以下の契約です。
- (3) 契約は、原則として複数の業者との見積競争により、町の予定価格より低い価格を提出した方の中で、一番低い価格を提出した方と契約することになります。
なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注課まで連絡してください。
- (4) 施行は広川町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5) 受注した契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び、町が認めた場合以外の下請けはできませんので、必ず自ら施行できる範囲の業種で登録してください。
- (6) この登録申請をした方は、町が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

2. 登録できる方

広川町内に主たる事業所を置いている法人又は住所を有する個人の方です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は登録することはできません。

- (1) 契約締結能力を有しない方
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 町税等の滞納がある方
- (4) 広川町競争入札参加資格審査申請を提出している方
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

※なお、物品購入・委託の随意契約で指名願いの登録業者数が不足する場合に限り、町外業者の登録申請を受け付けます。

3. 登録できる業種

別表を参照の上、最大3業種までとします。

4. 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書等の次に掲げる書類を広川町役場会計室へ提出してください。

なお、書類は番号順に並べて提出してください。

- (1) 広川町少額契約業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 登録業種の前年度実績表（様式第2号）
- (3) 商業登記簿謄本（法人の場合） ※コピーでも可
- (4) 資格・免許等の写し（該当者のみ）
- (5) 印鑑証明書（法人・個人） ※コピーでも可
- (6) 同意書（法人事業者用）（様式第3号の1）

※法人事業者の場合、広川町在住の役員全員の同意書を提出してください。

同意書（個人事業者用）（様式第3号の2）

- (7) 談合防止及び暴力団等の排除に関する誓約書

※町外業者の方は次の書類を追加してください。

- (8) 国税・県税・市町村民税の納税証明書又は未納のないことの証明書

5. 有効期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

6. 受付期間・提出場所

(1) 受付期間

令和2年3月5日から令和2年3月18日まで。

ただし、その後も随時受け付けます。

（土・日・祭日を除く）

(2) 受付時間

午前9時00分から午後4時00分まで

（12:00～13:00を除く）

(3) 提出場所 広川町役場 会計室

※郵送不可

別表

登録できる業種及びその内容の具体例

No	分類	業種名	内容（具体例）
1	建設 工事 関係	建築	建物の修繕工事で工事が複数に及ぶもの
2		大工	大工、型枠、造作等
3		左官	左官、モルタル、吹付け等
4		屋根	屋根葺き等
5		電気	構内電気設備、照明設備等
6		管	空調設備、給排水、給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、 ガス管配管、暖冷房設備、ダクト等
7		タイル・れんが ・ブロック	コンクリートブロック積み、タイル張り等
8		ガラス	ガラス加工取付等
9		内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、たたみ、 襖、カーテン・ブラインド等
10		造園	植栽、公園設備、園路等
11		建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
12		その他工事	No. 1～11 以外の建設工事
13	業務 委託	車両の保守	車両の修理・点検
14		運送業務	旅客・貨物
15		その他業務委託	No. 13, 14 以外の業務委託
16	物品	物品購入	各種物品